

「三木市災害廃棄物処理計画の改定（案）」に対する 意見の概要及び意見に対する市の考え方

意見募集期間 令和5年12月18日(月)～令和6年1月19日(金)

意見提出者数 1人(2件)

※意見は、趣旨を損わない程度に要約しています。

1 有機廃棄物・危険物の処理に関すること

【意見】

この処理計画には、「有機廃棄物・危険物」の対策のうち、放射性物質や人体に悪影響を与える有害化学物質や残留性有機汚染物質の対応についての記載が見受けられません。このような物質が想定を越える形で一般廃棄物に混じったり、含まれることが懸念される場合、その有害物質を即座に検出したり、感知し、悪影響を最小限に押さえられる体制を整えておく必要があります。

【市の考え方】

有機廃棄物・危険廃棄物の対策については、災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月、環境省）の【技24-15】個別有害・危険製品の処理の事項に基づき、災害廃棄物処理計画では、有害性・危険性等がある廃棄物のうち、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とすることや一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に広報するものとするを明記しています。

※計画該当箇所：第3章第12節（P44）

2 災害廃棄物処理に関すること

【意見】

大規模な地震により、ごみ焼却場の煙突が傾き、倒壊の恐れにより撤去する事例がありました。

三木市においても、現清掃センターの立地を考えた場合、現焼却炉での災害廃棄物の処理ができなくなる可能性を考慮に入れ、別の対策をとる必要があります。

【市の考え方】

清掃センターの施設は、新耐震設計法に基づいた耐震性能となっています。

建物の機能が満足できる範囲の設計限界震度は基礎面で震度5、建物が倒壊しない設計限界震度は基礎面で震度6、震度7相当の地震が発生した場合は設計荷重として想定しておりませんが、一般的に基礎、地下部分の崩壊はないものと考えております。

しかし、大規模な地震が発生した場合、清掃センターが運転できず災害廃棄物が処理できない可能性も考えられることから、緊急時には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を兵庫県、各市町及び関係一部事務組合と締結し、また、民間事業者との間で災害廃棄物処理に関し連携して対応を行う災害協定を締結しており、適正な協力体制を構築しています。

※計画該当箇所：第2章第3節（P14）